

【諮問第85号】

10川個審第21号

平成10年11月12日

川崎市人事委員会

委員長 佐藤 智之 様

川崎市個人情報保護審査会

会長 藤原 淳一郎

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年10月16日付け9川人委任第62号の2をもって川崎市人事委員会委員長から諮問のありました個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人が行った、「1997年度実施の川崎市職員採用試験（大卒程度）第2次試験の際の身体検査に関わる書類」（以下「本件身体検査書」という。）の閲覧等請求に対する拒否処分は妥当である。

2 不服申立ての経緯

不服申立人は、平成9年9月5日付けで、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）17条の規定により、川崎市人事委員会（以下「実施機関」という。）に対して、本件身体検査書の閲覧及び写しの交付の請求を行った。

実施機関は、平成9年9月17日付けで、本件身体検査書が「試験の合否判定における総合評価の資料であり、閲覧に供することは、試験の適正な執行を妨げ、業務の遂行に支障となるおそれがあるため」との理由により、条例13条2項2号及び3号に該当するとして、請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。これに対して不服申立人は、平成9年9月18日付けで、本件処分の取消しを求めて不服申立てを行った（当審査会諮問第85号事件）。

3 不服申立人の主張要旨

平成10年4月21日付け不服申立人意見書及び同年8月22日実施不服申立人口頭意見陳述における不服申立人の主張は、概要以下の通りである。

行政機関の保有する情報は、第一義的に国民あるいは利害関係者に知らせることを目的としたものではないものが大部分であり、身体検査書が受験者に知らせることを前提にしていないとの理由で閲覧を拒否することは、個人情報保護条例や情報公開条例の制定された趣旨から認められない。採用試験のための情報であっても、自己情報として本人による閲覧は認められるべきである。

本件身体検査書が条例第13条2項2号に規定する「評価」「診断」「判定」に該当するという実施機関の主張には異論はないが、閲覧させることによって採用試験業務の適正な執行がどのように妨げられるのか、明確でない。職務遂行能力の判定に必要な検査項目の設定のしかた等についても、実施機関は具体的な説明はしておらず、無用な憶測を招来する。開示することによって合否決定の手續や基準を明示することこそ、行政活動の適切性、透明性に適う。

また、採用試験業務が法令に基づく制度としていわば専属的に実施機関に委ねられたものであっても、受験者が一つの職業選択として受験するという点では、両者の間に透明な信頼関係が必要であり、その意味からも開示は必要である。

さらに、本件身体検査書は、情報公開法政府原案の不開示規定の例外として開示が義務づけられる「健康」に関するものであり、同法の趣旨に沿った行政活動が今後地方自治体にも求められるはずである。

4 実施機関の主張要旨

平成9年11月28日付け実施機関処分理由説明書及び平成10年9月26日実施機関事情聴取における実施機関の主張は概要以下の通りである。

実施機関は関係法令に基づき、職員採用試験の方法の一つとして身体検査を行っている。この身体検査は、試験の最終合否決定を行うに際して、総合評価の資料の一つとして用いるために実施しているもので、筆記試験・面接試験等とともに、職務遂行能力判定の重要な要素を成し、内容の如何にかかわらず本人に検査結果を告知す

ることを前提とするものではない。この点、本人への告知を前提に健康状態の把握と疾病の治癒を目的に行う一般の健康診断とは、本質的に異なっている。

この身体検査は、各職種に応じて専門家の意見も聴いた上で設定した必要最小限の項目と、受験の際の注意事項とを事前に受験者に提示した上、適正に行っており、検査項目の設定等につき疑問を呈する不服申立人の主張は憶測に基づくものである。

本件身体検査書は条例13条2項2号に規定する「診断」「判定」「評価」に該当するものであって、これを受験者に開示しないことは、法令に基づく制度としていわば専属的に実施機関に委ねられた採用試験業務の適正な執行のためには正当と認められる。

実施機関に専属的に委ねられた合否決定権と密接不可分の関係にある本件身体検査書の守秘性は、受験者本人からの閲覧請求であったとしても、合否決定の前後を問わず保たれるべきものである。仮にこれを開示すれば、単に事実を知らせるに止まらず、合否結果にまで踏み込んだ憶測を生ぜしめ、また、日々変化し得る検査数値等に関して適切さを欠く論議も予測され、適時適切に限られた期間内での実施が求められる実施機関の採用試験業務の公正又は適正な執行が著しく妨げられるおそれがあることから、本件身体検査書は条例13条2項3号にも該当する。

5 審査会の判断

対象文書である身体検査書について

ア 職員採用試験における身体検査

地方公共団体の職員の採用は人事委員会の行う競争試験による、とする地方公務員法の規定を受けて、実施機関は試験の方法を次のように定めている（平成3年人委規則第7号）。

「試験は、試験対象となっている職の職務遂行の能力を判定するために必要な方法によるものとし、筆記試験のほか、次の各号に掲げるもののうち1以上を併せて行うものとする。

面接試験

身体検査

その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法」

以上にもとづき実施機関の議決をもって定めた、川崎市職員大学卒採用試験の内容は、第1次一筆記試験、第2次一面接試験・適性検査・身体検査、試験区分によってさらに小論文試験（行政事務・経営情報・国際・学校事務）、専門論文試験（社会福祉）、体力検査（消防士）が実施されるというものである。

言うまでもなく身体検査は、各職務の遂行に、それぞれある程度健康状態・身体状況を必要とするところから実施されるものである。

イ 身体検査の実施と身体検査書の作成方法

身体検査は集団検査方式（実施機関が日時と検査機関を指定し、受験者が一斉に検査を受ける方法）で行われる。検査を受ける前に、検査項目及び注意事項を受験者が確認し、検査が実施される。検査・診察の結果は、受験者の記名のない検査書に、担当医師が記載する。その結果にもとづいて、担当医師による概評が記入され、採用に当たっての総合評価の資料とされる。

対象文書の非公開処分の正当性

身体検査書の記載内容は個人情報である。

問題は身体検査書の記載内容が、条例第13条2項の実施機関が例外として非開示とできるいずれかの要件

を備えるものであるか、ということである。

身体検査書は、「概評」欄を除き、担当医師が受験者の疾病・健康状態を検査し診察した内容を記載したものであり、条例第13条2項2号の「診断」にあたる。「概評」欄は、以上の診断結果にもとづき医師が、当該職務との関連で健康状態・身体状況を三段階で評価して記入するものであり、これは同号の「評価」にあたる。

実施機関も不服申立人も、以上の点の理解は一致している。

身体検査書が、同号後段が要求するもう一つの「本人に知らせないことが正当と認められるもの」という要件を具備するものであるか、に関する当審査会の判断は以下のとおりである。

身体検査書は、採用のための競争試験の総合評価の資料の一つである。

競争試験は評価の資料となるものを、選考に当たった人以外の何人にも知らせないということによって初めて成り立つ制度である。それ故評価の全ての資料は、採否の前後を問わず、とりわけ受験者本人には知らせはならない情報である。当該情報はその性質上当然に、受験者本人（不服申立人）に開示しないことが正当と認められ、同号後段の要件を具備することは明らかである。

実施機関が併せて主張する条例第13条2項3号の該当性を判断するまでもなく、身体検査書を同条同項2号に該当する情報として全部非開示とした実施機関の処分に誤りはない。

一方、こうした種類の情報には、個人情報保護の理念から行政の側に、「内容が正確で間違いがないこと」「目的外の利用がなされないこと」の保障が厳しく求められる。

前記イの方法で得られ、記録される情報であり、厳重に管理・保管がなされており、制度的な保障は十分であると言える。

なお、身体検査を行う過程で、何らかの事項で要精密検査の情報を得た場合、身体検査書の精検・指示事項欄に記載され、受験者本人に個別にその事項について通知することになっている。妥当な運用であると評価できる。